

公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく  
独立行政法人から公益法人への契約以外の支出についての情報の公開

交付又は支出先法人名称	名目・趣旨等	交付又は支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定める会 費一口当たりの金額、も しくは最低限の金額 (単位:円)	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合	
						公益法人 の区分	国所管、都 道府県所管 の区分
(公財)環日本海経 済研究所	助成金	388,000	-	5/16	-	公財	国所管

(注1)「公益法人」は、公益財団法人及び公益社団法人である。

(注2)「会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額」の欄は支出先法人が定める会費一口当たりの金額もしくは最低限の額を記載している。

※公益法人の区分において、「公財」は「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」をいう。